

# 消防訓練マニュアル

## はじめに

消防法の規定では、一定以上の収容人員を擁する防火対象物の管理権原者は、防火管理者を定め、消防計画を作成し、防火管理上必要な業務の実施を定めています。

その中でも、**消防計画に基づく訓練の実施は、最も重要な事項**です。特に、劇場、百貨店等不特定多数の人が出入りする防火対象物には、**年2回以上の消火・避難訓練の実施が義務付けられ**、火災による被害を最小限とするには、消防隊が到着するまでの時間で、自衛消防隊活動を如何に迅速・的確に実践するかにかかっています。

そこで、各事業所の実態に応じて、より効果的な消防訓練が実施できるように、次の事項を踏まえ訓練計画を作成しましょう。

【注意...訓練実施の際、消防署への事前連絡の実施義務があります。】



## 訓練計画の作成

訓練を実施するにあたって、まず、事前に訓練計画を立てます。

計画は、防火管理者が一人で作成するのではなく、できるだけ参加する職員を交え、話し合いながら計画を立てるようにすると、事業所全体の防火意識の向上にもつながります。

事前に決めておく必要がある項目は、概ね次のとおりです。

訓練日の決定	出火場所の選定
役割分担の決定	避難場所・搬送方法の決定
必要な資器材の準備（後日でも可）	



### 訓練日の決定

消防法では年2回以上の訓練が義務付けられています。

定期的に訓練が実施できるよう、あらかじめ訓練日を計画しておきましょう。

### 出火場所、出火時間の選定

火災はいつ、どこから発生するかわかりません。出火場所、出火時間は、訓練の都度変更し、様々な状況に対応できるようにしましょう。

また、夜間等の時間帯を想定した訓練も取り入れるようにしましょう。

## 役割分担の決定

事業所ごとに定めてある消防計画において、それぞれの役割分担が定められていますが、火災時は、パニック状態となり、又、消防計画に定めた担当者が不在の場合など、マニュアルどおりにならないこともあります。あらゆる事態を想定し、変化のある計画を立てましょう。

また、人員に余裕があれば、訓練の検証者を随所に配置し進行状況を監視しておくことにより、訓練終了後効果的な検証を行うことができます。

それから、訓練の指揮者（行動の指示を出す人）を決めておくことです。指揮者は防火管理者の方が適当でしょう。的確な指示を出し、訓練をスムーズに進めていくためにも指揮者は、訓練全体の流れを把握しておく必要があります。

## 避難場所・搬送方法の決定

最終的にどこに全員を避難させるかを決めておきます。また、自力で避難できない人たちがいる場合は、避難場所までの搬送方法について、訓練の想定や訓練に参加できる人数に合わせ、最良の方法を決定します。

## 必要な資器材の準備

訓練に必要な資器材については、改めて準備する必要はありませんが、ストップウォッチにより避難完了までに要した時間を計測するなど、効果的な訓練となるように必要なものはあらかじめ準備しておきましょう。

通報用電話	拡声器・警笛等	
消火器等	ストップウォッチ	
出火箇所の表示（旗・コーン等）		e t c



## 訓練日の告知・消防機関への通報

従業員、入所者等に事前に知らせておきます。訓練の回数を重ね、全員が機敏に動けるようになれば、事前の周知をしないで訓練を実施するのも効果的です。

また、訓練実施の際には、事前に消防機関へ連絡しなければなりません。

連絡先	長崎市消防局		
予 防 課	822-0429	中央消防署	820-0119
北 消 防 署	848-0119	南 消 防 署	879-6119 又は各担当消防機関

